

官報

号外 昭和六十一年四月三日

○第百四回 衆議院會議録 第十七号

昭和六十一年四月三日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和六十一年四月三日

午後一時開議

第一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野田毅君。

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔野田毅君登壇〕

○野田毅君 ただいま議題となりました中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、我が国経済社会の情勢は急速なテンポで進展しつつありますが、中小企業の情報化の現状は、大企業に比べて大きく立ちおくれしております。このままでは推移するならば、大企業と中小企業との情報化格差により、両者の経営力格差は一層拡大するばかりか、我が国産業のバランスのとれた発展に支障を生ずることも懸念されます。

れます。

本案は、このような現状にかんがみ、中小企業の情報化について人材、資金の両面から支援する措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

まず、中小企業指導法につきましては、

第一に、都道府県知事は、一定の要件に該当する者を当該都道府県に一に限り指定し、その指定法人に、電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理についての診断、指導事業等の特定指導事業を行わせることができること、

第二に、指定法人が行う特定指導事業に対し都道府県がその経費を補助する場合に、その一部を国が都道府県に対し補助することができること等であります。

次に、中小企業近代化資金等助成法につきましては、中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に、中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるプログラムを追加するとともに、設備貸与事業にプログラム使用権の提供の事業を加えること等であります。

本案は、去る二月二十日当委員会に付託され、三月二十五日渡辺通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十八日審査を行い、同日質疑を終了し、四月二日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○横井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山崎拓君。

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔山崎拓君登壇〕

○山崎拓君 ただいま議題となりました環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを加えるとともに、両公庫の理事及び監事の任期を二年とすること等であります。

本案は、去る二月二十四日付託となり、三月二十日今井厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、

昭和六十一年四月三日 衆議院會議録第十七号

本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(坂田道太君) この際、内閣提出、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が國財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が國経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るためには、引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、特に歳出の徹底した節減合理化を行うことを基本とし、あわせて、歳入面についてもその見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限り縮減することとして編成したところであります。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨説明に對する伊藤忠治君の質疑

五四〇

まず、歳出面におきましては、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することとし、その結果、一般歳出の規模は前年度に比べ十二億円の減に圧縮されております。これは昭和五十八年度以降四年連続の対前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、税制について、その抜本的見直しとの関連に留意しつつ、税負担の公平化、適正化を一層推進する等の観点から必要の見直しを行い、また、税外収入についても可能な限りその確保を図ることとしていたしております。

しかしながら、これらの措置をもってしても、なお財源が不足するため、昭和六十一年度におきましては、特別公債の発行を行うこととするほか、國債償還率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置として、同年度における特別公債の発行、國債償還率繰り入れ等の停止、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

以上、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。伊藤忠治君。

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま提案されました昭和六十一年度の

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、中曽根総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

政府が六十一年度予算において、五兆二千四百六十億の特例公債を発行し、あわせて、歳出財源確保の立場から昨年に引き続き、國債整理基金特別会計への國債償還率繰り入れ等を停止するなどの、誤った財政措置を講ずることは極めて遺憾であります。さらに私は、中曽根内閣の政治公約である六十五年赤字公債依存からの脱却が不可能な状態にあることを、強く訴えたいのであります。

しかるに、中曽根総理は、去る三月二十日の本会議において、財政をめぐる状況は依然として厳しいが、この旗をおろせば、これまでの努力が水泡に帰すと答弁されているのであります。これは、努力すれば実現の可能性があるのであるのか、それとも不可能と考えられておられるのか、明確に答えていただきたいのであります。(拍手)

総理、現実を直視していただきたい。今日、我が國の財政状況を見るとき、特例公債の六十五年度脱却はだれの目にも不可能であります。それを招来せしめた最大の原因は、中曽根内閣が発足以来、行財政改革を金科玉条に、四年連続して超緊縮予算を国民に押しつけ、一方で、急激な軍備拡大政策をとってきたからであります。その結果、昭和六十年度当初に國債減額一兆円の目標を立てたが、補正後の実績は二千五百億の減額にとどまり、昭和六十一年度は、一兆一千五百億の減額が必要であるにもかかわらず、四千八百四十億しか組めない状況であります。また、昭和六十五年度脱却のためには、昭和六十二年以降、各年度ごとに一兆三千億の減値が必要であるにもかかわらず、その実行は到底不可能なのであります。

政府は、昭和六十一年度予算の編成に当たって、本来、一般歳出に計上すべき経費を財政再建を理由に後送りしており、厚生年金、国民年金、政管健保などの國庫負担を初め、昭和五十七年度以降六十一年度までの累積額は、実に十兆円に達するものであります。また、昭和六十一年度の防衛費の後年度負担は二兆四千二百億と過去最高に達し、公務員給与についても前年度並みの一割計上すら見送られており、今後人事院勧告が出され、これを実施しようとするれば、従来以上に過酷な経費削減を余儀なくされることは明らかなのであります。このように、財政再建の基本的な手法を歳出削減に求め、国民への犠牲に転嫁してきた結果は無残であり、財政操作の手法も今や種切れになり、我が國の財政は、破綻へのゆがみをますます拡大しているものであります。

中曽根総理、あなたは今、財政再建失敗の重大な責任を問われているのであります。にもかかわらず、總裁三選をねらうとは、まことにたゞけしい。財政再建に失敗し、その政治責任をとって辞任された鈴木前総理との違いを痛感するのであります。(拍手)

世界の超大国アメリカが、債務国に転落しました。財政破綻の最大原因が、世界に名立たる膨大な軍事費にあることはだれも疑いません。軍事大国化が、國家財政の硬直化を招き、平和産業を圧迫し、ひいては国民生活を疲弊させることは、國家、政治体制のいかんを問わず、世界の歴史が物語るところであります。アメリカは、その決断が遅過ぎたかもしれないけれども、財政再建を求めて財政収支均衡法を成立させました。再建計画に基づいて軍事予算を大胆に削減する、国民生活に直結する年金、医療、福祉関係予算は、これの例外扱いとするものであります。

我が國の中曽根内閣は、あろうことか、軍事負担にあえてアメリカの肩がわりを日本が果たそうとしているのであります。このような中曽根内閣の軍事大国路線は、明らかに誤りであり、総理、あなた好みのアメリカの教訓に学ぶべき道は、一刻も早く中曽根軍拡路線を清算し、「増税なき財政再建」に向けて国民生活重視、内需拡大の断固たる財政政策を確立し、これを実行することです。

あります。

以上の立場から、総理にお伺いいたします。

財政再建の説得力ある実行計画が明示されず、単年度の特例公債発行の措置を求められても、到底同意できるものではありません。

そこで第一に、総理が考えられている「増税なき財政再建」について、今後の具体的計画を明らかにしていただきたい。第二は、税制改革は、政府にとって帰るところ、財源の安定的確保が最大の課題になると判断されます。この場合、大型間接税と非課税貯蓄の利子課税の双方を導入する考えなのか、それとも、どちらを重点に導入する考えられているのか、明らかにしていただきたいと思っております。第三は、急激な円高不況に對して早急かつ適切に諸対策を講ずることは、我が国の直面する最大課題であります。私は、この立場から、内需拡大策の一環として、年度内に少なくとも二兆円の戻し減税を実施すべきであると考えます。これに対する総理の見解を伺いたしたいと思います。

次に、竹下大蔵大臣にお伺いいたします。

第一は、財政当局の責任者として、あなたは、特例公債の昭和六十五年度脱却が不可能な状況にあることは、だれよりも痛感されていると思えます。その責任ある立場から、実現可能な再建計画に見直すため、六十五年度脱却を今後十年間に延長すべきであると考えますが、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。第二は、円相場について、この急激な円高、為替相場の激しい乱高下が、我が国の経済、財政全般に深刻な影響をもたらしていることは論をまちません。問題は、政府としての対処策について、特に中小零細企業者に対し、いかなる諸対策を考へておられるのかをお伺いいたします。また、大蔵大臣は、円高を基調としつつも、その安定化のためには、円相場はどの程度が適当と判断されておられるのか。さらに、公定歩合の再々引き下げについて、どう考えられておられるのか。第三は、来る八月ワシントンで開催さ

れます十カ国蔵相会議にどのような方針で臨まれるのか、お伺いをいたします。

次に、通産大臣にお伺いいたします。

今回の急激な円高デフレの中で、輸出関連企業は大きな打撃を受けており、わけでも、経営基盤の弱い中小零細企業の多くが倒産の状況に追い込まれており、そこに働く労働者の雇用不安、生活不安は極度に達している状況にあります。この窮状を救済するため、政府は緊急対策としてどのような手を打っているのか、明らかにしていただきたい。また、これら諸対策の一環として、電力、ガスなどの円高差益の還元について、利用者及び輸出関連不況業種に対し、即時かつ有効に実施されるよう政府は強力な指導を行うべきであると考えますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

次に、国債整理基金特別会計への国債償還率繰り入れ等の停止についてであります。

繰り返し強調してまいりましたとおり、我が国の財政事情は、昭和六十一年度も引き続き定率繰り入れを停止しなければならぬほど逼迫しているものであります。加えて問題なのは、定率繰り入れ等を停止したままでは償還財源が不足の事態になるとして、予算より四千四百億を繰り入れ、さらに、NTT株式売却益四千五百七十七億円を収入に当て込んで現状を糊塗しようとしているのであります。まさに綱渡り財政と言わなければなりません。しかし、このような変則運用を五年間も継続して、事態が好転するどころか、財政制度審議会が指摘するごとく、公債償還財源の問題は六十二年以降さらに深刻なものになり、我が国の財政は破局の一途をたどっているものであります。そこで、竹下大蔵大臣に質問いたします。

今日、最も必要なことは、歳入歳出構造の抜本改革を図ることであり、昭和六十二年の要則運用はあり得ないと考えますが、大臣の所見を伺いたしたいと思います。

いたします。

政府は、財源確保のため、昭和六十一年度から向こう四年間にわたり百九十五万株ずつ売却し、その収益を見込んでいたのですが、問題なのは、売却の時期についてであります。NTTは、民営化移行後わずか一年しか経過しておらず、第一種電気通信事業者の全面的な市場参入を得て本格的な市場競争の段階へ入るのは、早くても六十三年以降であります。したがって、NTTの競争体制が実証できるものこの段階からであります。しかも、株式相場が会社の財務、資産状況、将来性等が重要なファクターになることを考慮すれば、株式売却の時期は早くとも、昭和六十二年NTT決算を見た上で実施するのが妥当であると考えるのであります。

そこで、大蔵大臣に質問いたします。

株式の売却の時期については、早くとも六十二年年度に延期されるべきだと考えますが、この点についてどうお考えになりますか。また、昨今の財テクブームを考えると、株式の売却がいたずらにこれを過熱させることがあってはならず、株価の決定については、政府の慎重かつ適切な対処が必要であると考えますが、大臣の所見を伺いたしたいと思います。次いで、株式の売却方法については、これが国民共有の財産であることにかんがみ、特定の法人、個人に集中することを避け、広く希望する国民が等しく取得できるよう政府は適切な方法をとるべきであり、さらに、株価の決定等については、いささかの懸念も生じないよう公正正大なルールを確立するため、国会の意見を十分に尊重の上、対処すべきであると考えますが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

以上申し上げましたとおり、我が国の至上命題である「増税なき財政再建」の実現は、我が国経済の輸出依存型から内需主導型への転換、財界、大企業優遇の不公平税制の是正、軍備拡大から福祉重視への政策転換が不可欠であるにもかかわらず、五たびにわたって現状を糊塗しようとする本

法案の提出は、何ら問題の解決にならないことを再度強調し、本法案の撤回を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 伊藤議員にお答えをいたします。〕

「増税なき財政再建」並びに六十五年度赤字公債依存体質からの脱却、この二つの方針は、今後も遵守してまいり考え方であります。財政状況は極めて厳しい状況にあることは、私もよく知っております。しかし、この厳しい環境の中にありながらも、できるだけ歳出を節減し、増税を回避し、そして、民間活力を増大させて国民経済を繁栄に導こう、インフレなき物価安定に向けていくというのが我が国の政策でございます。厳しい道ではございますが、臨時行政調査会あるいは臨時行政改革推進審議会の方針のもとに、今のような行革、財革を通じて今後も努力をし、歳入歳入構造の節減、あるいはさらに国有財産の処理、例えば、電電公社の株式の売却であるとか、あるいは……(発言する者あり)電電株式会社であります。あるいはさらに、適正なる新しい経済成長の道、内需振興等々、あるいは金融政策、こういうものを弾力的に結合させまして、この目的を達したいと思っております。

税制の改革につきましては、現在、政府税調において審議中でございますので、この答申を待ちまして適切に対処いたします。大型間接税と利子課税の問題でございますが、税制の抜本的見直しは、各方面から指摘されておりますようなゆがみあるいは不公平感、重税感、こういうようなものを是正するということが目的でありまして、増収を目的として行おうとするものではございません。いわゆる課税ベースの広い間接税の問題、利子課税のあり方等につきましては、税制改革につきましまして抜本的な改正の一環のもとに、今調査会におきまして審議中でございますので、その結果を待ちまして適切に対処してまいりたいと思いま

昭和六十一年四月三日 衆議院會議録第十七号

す。所得減税につきましては、当面の問題につきましては、各党間の協議の結果を見守りたいと思ひます。

物価の安定を旨としたしまして、実質所得、実質賃金の上昇を図るに今後とも引き続き努力し、あるいはさらに、機動的な内需振興の経済運営を心がけてまいりたいと思ひております。

〔国務大臣(竹下登君) 〇国務大臣(竹下登君) 私に對するお尋ねは、六問ございす。〕

まず最初の、十年計画に變更するなど実現可能な方針を模索すべきではないかという御意見に對してでございます。

六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成が、容易ならざる課題であることは事実であります。しかし、このまま今の財政状態を放置しておきましたらば、いわゆる我が国経済の活力自体の弱体化を招く懸念が強く、そうなれば、物価、雇用など経済各方面に悪影響を与えますとともに、国際情勢の変化等に適切に對していくこともできなくなります。したがって、私も、六十五年度脱却という努力目標の達成に全力を尽くすべきであると考えます。目標年次を先に延ばす、これは一層の特例公債の累増を招く、したがって長期的に負担が大きくなる、このことはやはり考慮すべきことであると思ひます。

次は、円相場の問題についてでございます。

為替相場は、基本的に御承知のように、各国の経済ファンダメンタルズを適正に反映することが最も望ましいことであります。しかし、具体的にどのような相場が適正かにつきましては、これは述べることは困難な問題であります。ただ、為替相場の安定は重要であります。したがって、その変化もなだらかな方が望ましいということは申すまでもありません。したがって、各国の政策調整というように何よりも大事であると考えま

す。そしてまた、いわゆる動きが急に過ぎたり、乱高下と判断される場合には、適時適切に介入することとしたしておるところでございます。

さて、次の問題は、公定歩合の再々引き下げについての問題であります。

今後とも、金融政策の運営につきましては引き続き、景気、物価、為替相場の動向や内外金融情勢等を総合的に勘案して、適切、機動的に對処していくという基本的考えを申し述べるとともに、おく次第であります。

それから、八日に始まりますG10の問題でございますが、この主要議題は、世界経済情勢に関する意見交換及び国際通貨制度についての検討となっております。

世界経済情勢に関する意見交換については、為替相場の動向、それから金利低下、石油価格の下落、そういった問題を踏まえて、インフレなき持続的成長及び対外不均衡の是正をいかに一層確実なものにしていくか、という角度からの議論が行われるものと考えられます。我が国としては、内需拡大、市場開放、これらの点につき十分説明を行いますと同時に、やはり財政改革の重要性について改めて強調する考え方でございます。通貨制度につきましては、これはIMF暫定委員会での途上国を交えての本問題の本格的議論に先立ちまして、いわば先進国間の意見調整をやっておこう、こういう考え方でございます。

それから次は、国債整理基金特別会計の問題でございますが、やむを得ず定率繰り入れを停止することとしたところでありす。なお、定率繰り入れを停止したままでは公債の償還財源が不足するという事態に立ち至っておりますことから、御指摘のとおり四百億円の予算繰り入れを行っております。いずれにせよ、引き続き財政改革を一層推進していくことは、喫緊の国民的課題でありまして、今後とも、歳出入面両面にわたつての見直しを行い、そして財政改革の推進に最大限の努力を払う。六十二年以降の定率繰り入れの取り扱いにつきましては、こういう基本方針のもとで、国債整理基金の状況等を勘案しながら、適切な對処をすべきものであると考えております。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨説明に對する伊藤忠治君の質疑 五四二

とで、国債整理基金の状況等を勘案しながら、適切な對処をすべきものであると考えております。それから、NITの株式売却の問題について、かねて伊藤さんは、一つの持論を持っていらつしやいます。私も承知いたしております。しかし一方、五十九年七月十九日の衆議院通信委員会におきましては、民営化の趣旨から、必要な条件を整い次第、できるだけ早期に売却を行い、名実ともに民営化を進め、業務経営の効率化に刺激を与えることが適当である、いつまでも一人株主ばかりしい、こういう附帯決議等もなされております。

そして、民営化後最初の決算が発表されて、投資家に対する企業内容の開示など、広く民間に株式売却を行う上で必要な条件が大体整うのではないかと、こういう見込みの上に立てております。したがって、六十一年度中に株式売却を実施する体制を整備することは、十分可能ではないかという客観情勢であらうと考えております。

さて、実際の売却時期につきましては、決算発表後、株式市況等を見ながら慎重に決定してまいり所存でございます。これはまさに、今日までの伊藤さんを初め皆様方の議論を体しまして、慎重に決定すべき課題であるという問題意識を持っております。

それから、それが売却の基本方針としては、これは国民共有の財産であつて、その売却を厳正かつ公正な方法で行つて、いやくもその売却方法や株価の決定方法等について、国民の皆さん方から疑惑を抱かれるようなことは断じてしてはならないこととあります。したがって、株式が特定の個人、法人に集中することなく、広く国民が所有できるとの観点から、一般投資家の参加という点についても十分配慮する必要がある、このように考えております。具体的な売却方法は、昨年九月、国有財産中央審議会の了承を得た上で設けました電電株式売却問題研究会、それにおいて、国会の議論等を踏まえた上で、適宜関係者の意見を聴取して検討していただいておりますところでございます。

ますので、今月中をめどに研究会の方の意見を取りまとめたいといたし、その後、国有財産中央審議会に諮問して答申をいただいた上で、売却方法等を決定するという順序になっておることを申し添えておきます。(拍手)

〔国務大臣(渡辺美智雄君) 中小企業者の緊急對策についてお答えをいたします。〕

円高によつて輸出入面などで影響を受けている中小企業者につきましては、特定中小企業者事業転換對策等臨時措置法の活用によつて、その万全を期してまいりたいと思ひます。また、下請中小企業については、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図り、それから先般、下請等中小企業對策推進本部を設置いたしましたから、それらを通じて下請中小企業からの苦情及び相談の受け付け、処理を行つていくところであります。

さらに、下請中小企業に不当なしわ寄せをしないように親事業者、団体等に対し指導通達を発するなど、指導の強化を図つておるところであります。通産省といたしましては、今後の円相場の動向、中小企業への影響などに注目しながら、必要に応じて對策の拡充を検討してまいりたいと思ひます。

第二番目、これは円高差益の還元についてでございますが、円高の差益、特に電気、ガス料金における円高差益につきましては、原価主義及び需要家の公平の原則に即して需要家の利益のために活用されることが基本であると考えております。電力、ガス業界の差益への対応については、電力・ガス差益問題懇談会の報告を踏まえながら、今後関係審議会等の意見も聞きながら検討してまいりたいと思ひます。時期につきましては、昭和六十年度決算が明らかになる五月ごろを目途に具体的方策を決めたいと思ひます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時三十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 今井 勇君
通商産業大臣 渡辺美智雄君
出席政府委員
大蔵省主計局次 保田 博君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員退任)
一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
官職名 氏名 官職名 年月日
高等海難審判庁長 山本 裕 (退職) 昭六・三・三
官職名 氏名 官職名 年月日

(政府委員承認)

一、去る一日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四回国会政府委員に任命することを承認した。
高等海難審判庁長官 田原不二三

(政府委員任命)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、一日議長において承認した田原不二三を、同日第百四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

石原健太郎君
二階 俊博君
鈴木 康雄君
田川 誠一君
水野 清君
木内 良明君

補欠

田川 誠一君
水野 清君
木内 良明君
石原健太郎君
二階 俊博君
鈴木 康雄君

法務委員

辞任

柴田 睦夫君
野間 友一君

補欠

野間 友一君
柴田 睦夫君

文教委員

辞任

田川 誠一君
石原健太郎君

補欠

石原健太郎君
田川 誠一君

社会労働委員

辞任

網岡 雄君
上田 哲君

補欠

網岡 雄君
上田 哲君

商工委員

辞任

林 大幹君
水野 清君
渡辺 秀央君
木内 良明君
福岡 康夫君
横手 文雄君
野間 友一君
白井日出男君
柿澤 弘治君
浜田卓二郎君
斉藤 節君
鈴木 康雄君
木下敬之助君
柴田 睦夫君
野間 友一君

補欠

白井日出男君
浜田卓二郎君
柿澤 弘治君
鈴木 康雄君
斉藤 節君
木下敬之助君
柴田 睦夫君
林 大幹君
渡辺 秀央君
水野 清君
福岡 康夫君
木内 良明君
横手 文雄君
野間 友一君

通信委員

辞任

井上 普方君
田中 慶秋君
山花 貞夫君
伊藤 英成君

補欠

山花 貞夫君
伊藤 英成君
井上 普方君
田中 慶秋君

建設委員

辞任

國場 幸昌君
桜井 新君
山花 貞夫君
伊藤 英成君
大島 理森君
中村 正治君
左近 正男君
塚田 延充君

補欠

中村 正治君
大島 理森君
左近 正男君
塚田 延充君
山花 貞夫君
伊藤 英成君

決算委員

辞任

齊藤 節君
福岡 康夫君
齊藤 節君

補欠

福岡 康夫君
齊藤 節君

(理事補欠選任)

一、昨二日、安全保障特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 宮下 創平君(理事小淵恵三君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)
理事 左近 正男君(理事前川旦君昨二日理事辞任につきその補欠)

(議案提出)

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
特定外航船舶解撤促進臨時措置法案
船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のため

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
東北開発株式会社法を廃止する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
特定都市鉄道整備促進特別措置法案

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
東北開発株式会社法を廃止する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
特定都市鉄道整備促進特別措置法案

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
東北開発株式会社法を廃止する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
特定都市鉄道整備促進特別措置法案

め、昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出第二〇号)

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(内閣提出第八六号)

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

以上三件 運輸委員会 付託

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案(内閣提出第八八号)

法務委員会 付託

(議案送付)
一、去る一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
東北開発株式会社法を廃止する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
特定都市鉄道整備促進特別措置法案

特定都市鉄道整備促進特別措置法案

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

昭和三十二年二月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十一年四月三日 衆議院会議録第十七号

朗読を省略した議長の報告

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

五四三

昭和六十一年四月三日 衆議院會議録第十七号

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

五四四

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律

(中小企業指導法の一部改正)

第一条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項第四号中「掲げる事業」の下に「(第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。)」を加える。

第七条中「行なうときは」を「行うときは」、都道府県が自ら行う事業についてはその経費の一部を、都道府県が第七条第一項の規定により指定法人に行わせる特定指導事業については当該指定法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を「に改め、「その経費の一部を」を削り、同条を第九条とする。

(指定)

第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業指導事業のうち特定指導事業を行わせることができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が当該特定指導事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

2 前項の特定指導事業とは、次に掲げる事業をいう。
一 中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行うその経営管理に関し、経営の診断又は指導を行う事業

二 電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に関し、その経営に与える影響等に関する調査及び研究並びに情報の提供を行う事業

(指定法人の義務等)

第八条 指定法人は、当該特定指導事業を、第四条第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第六条第一項の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

2 都道府県知事は、指定法人が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の指定の取消しその他必要な措置をとることができる。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第二条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいい、「プログラム使用権」とは、プログラムを情報処理(同条第一項に規定する情報処理をいう。)のために使用する権利をいう。

第三条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「行なうとき」を「行うとき」に、「行なうのに」を「行うのに」に改め、同項第一号中「ものの設置を」の(次号において「近代化設備」という。)の設置又は中小企業者のプログラムであつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるもの(次号において「近代化プログラム」という。)に係るプログラム使用権の取得に改め、同項第二号中「設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける」を「近代化設備の譲渡若

しくは貸付け又は中小企業者の事業の用に供する近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。)の「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「一の設備の下に」の「一のプログラム使用権」を加える。

第十五条第四号中「又は貸付け」を「若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に改め、「当該設備」の下に「又は当該プログラム使用権に係るプログラム」を加え、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、「係る設備」の下に「(プログラムを記録した物を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業事業団法の一部改正)
第二条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「掲げる事業」の下に「(同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の四第一項の表第一号中「第二条第三項を」を「第二条第四項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「激甚災害を」を「激甚災害を」に、「同号に規定する設備を激甚災害を」を「激甚災害に」、「その者」を「その者」に、「譲り渡し、

又は貸し付けた」を「同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行った」に、「当該設備の譲渡又は貸付け」を「当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)
第五条 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「その事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付け」を「同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供」に、「当該設備の譲渡し又は貸付け」を「当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に改める。

理 由

最近における我が国経済社会の情報化の進展にかんがみ、電子計算機の活用による中小企業者の事業活動の効率化を促進するため、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備するとともに、プログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における我が国経済社会の情報化の進展にかんがみ、電子計算機の活用による中小企業者の事業活動の効率化を促進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業指導法の一部改正

(一) 指定法人の指定

都道府県知事は、民法第三十四条の規定により設立された法人であること等の要件に適合する者を当該都道府県に一を限り指定し、その指定法人に、当該都道府県が行う中小企業指導事業のうち特定指導事業を行わせることができる。

(二) 特定指導事業の内容

特定指導事業とは、中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行う経営管理についての診断、指導事業及び電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理についての調査研究、情報提供事業をいう。

(三) 特定指導事業に関する中小企業指導計画の策定

通商産業大臣が定める中小企業指導計画に、指定法人が行う特定指導事業の実施に関するものを含める。

(四) 特定指導事業に対する国の補助

国は、都道府県が指定法人に行わせる特定指導事業については、当該指定法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を、当該都道府県に対し、予算の範囲内において補助することができる。

2 中小企業近代化資金等助成法の一部改正

(一) プログラム等の定義

この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律に規定するプログラムをいい、「プログラム使用権」とは、プログラムを情報処理のために使用する権利をいう。

(二) 中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象へのプログラム使用権の追加等

国が都道府県に対し、補助金を交付することができ、設備近代化資金の貸付事業の対象に、中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるプログラムを追加すると

もに、設備貸与事業にプログラム使用権の提供の事業を加える。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、電子計算機の活用による中小企業者の事業活動の効率化を促進するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

中小企業指導法の一部改正に係る施行に要する経費として、昭和六十一年度一般会計予算に、情報化に係る診断指導事業費二億六、九〇〇万円が計上されている。

昭和六十一年四月二日

商工委員長 野田 毅

衆議院議長 坂田 道太

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年二月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

第一条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条 第一項第一号中「要する資金」の下に「その他当該営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金であつて

政令で定めるもの」を加え、「附随する」を「付随する」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合又は環境衛生同業組合連合会であつて、環境衛生関係営業者の営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な事業(前号に規定する事業に該当するものを除く。)を行うもの、当該事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるもの

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条 第一項第七号中「営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備」を「営むのに」、「その他」を並びに改め、「事業」の下に「その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

3 環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

理 由

環境衛生関係営業の衛生水準を高め、及び近代化を促進するため、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、環境衛生関係営業者が営む営業等に要する資金であつて施設の設置等に要する資金以外のものを融通することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「両公庫」という。)の業務の範囲を拡大しようとする等、その要旨は次のとおりである。

1 両公庫の業務の範囲に、新たに運転資金の貸付けを加えるものとする。

2 両公庫の理事及び監事の任期を二年(現行四年)とすること。

3 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。ただし、理事及び監事の任期の改正規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、両公庫の業務の範囲を拡大すること等は、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度一般会計予算に環境衛生金融公庫補給金(厚生省所管)として六十三億六千七百円、沖縄振興開発金融公庫補給金(総理府所管)として百二十五億二千四百万円が本案施

昭和六十一年四月三日 衆議院會議録第十七号

行に必要な経費を含め計上されている。
右報告する。

昭和六十一年四月三日

社会労働委員長 山崎 拓

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の産業構造は、現在大きく変動しつつあり、第三次産業の占める比率も飛躍的に増大している。環境衛生関係産業は、サービス産業の重要な一翼を担っており、しかも零細業者の占める比重が高く、この変化の激しい経済社会の中で衛生水準の向上及び経営の近代化を図ることは、将来にわたって重要な全国的課題である。したがって、政府は、環境衛生関係産業のための施策を今後とも充実強化すべきであり、特に、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 環境衛生金融公庫については、環境衛生関係産業の特殊性にかんがみ、独立した専門的政策金融機関として、その機能の充実強化を図ること。

二 環境衛生関係産業の近代化、合理化等を促進するため、環境衛生金融公庫の融資について、今回創設された運転資金貸付を含め、その内容の充実に努めること。

また、環境衛生金融公庫の融資について、環境衛生関係業者の利便向上を図る見地から、融資手続の改善に努めること。

三 環境衛生関係産業の育成と経営の安定化を図るため、環境衛生営業指導センターの事業内容の充実強化等を図るとともに、環境衛生金融公庫の経営に関する情報提供、相談、指導等の事業について、環境衛生営業指導センターの事業と密接な連携をとりつつ充実強化を図ること。

四 加速度的に増大する環境衛生関係産業の営業

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

施設における雇用と経営を安定化させ、衛生水準の維持向上のための営業者の努力を促進するため、環境衛生同業組合の組織の強化を図ること。

衆議院會議録第十二号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三二 一 三 仕切ち 仕打ち
三三 二 三 晴黒 暗黒
三三 三 一 昭和六十年度 昭和六十一年度

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四二(六代)

定価 一〇円